

議案第111号 令和5年度久喜市介護保険特別会計予算に対する修正案の提出について

上記の修正案を別紙のとおり、地方自治法第115条の3及び久喜市議会会議規則第17条の規定により提出します。

令和5年3月20日提出

発議者 久喜市議会議員

杉野 修

渡辺 昌代

石田 利春

久喜市議会議長 柿沼 繁男 様

(別紙)

令和5年度久喜市介護保険特別会計予算に対する修正案

議案第111号 令和5年度久喜市介護保険特別会計予算を次のとおり修正する。

第1条第2項で定める「第1表歳入歳出予算」を次のとおり修正する。

歳入

単位:千円

款	項	原案の金額	修正案の金額
1 保険料		2,943,191	2,402,795
	1 介護保険料	2,943,191	2,402,795
7 繰入金		1,992,212	2,532,608
	1 一般会計繰入金	1,924,732	2,465,128
歳入合計		11,709,000	11,709,000

提案理由

令和5年度は、第8期介護保険事業計画3年目の年度です。令和元年10月から消費税は10%へと上がり、新型コロナウイルス感染症による影響、物価の急騰が続く中で、年金の引き下げが行われるなど、高齢者の暮らしを直撃しています。個人消費は冷え込み、日本経済が低迷しています。こうした時こそ高齢者を支える政治が必要です。

久喜市の令和5年度介護保険特別会計予算の公費負担である調整交付金は、金額で15万円、率にして0.00%でした。

本来国の調整交付金は5%であり、公費負担50%は遵守すべきです。久喜市が受ける国の調整交付金5%に満たない5.00%分は第1号被保険者に負担させるのではなく公費として補助すべきです。

保険給付費に係る予算額108億1092万7千円で交付割合5%分は、5億4054万6千円です。修正額としては5億4039万6千円となります。

一人当たりでは、介護保険第一号被保険者は約47,365人(令和3年度)です。で、1万1409円になります。

高齢者の暮らしを守り、そして支援する措置を講じる修正です。

尚、厚生労働省は、このような介護保険料に対する自治体の独自減免について「独自補填はできない」とする見解を自治体に通知していましたが、「法令上は禁止されていない(厚生労働省介護保険計画課)」と認めています。